

魚津市告示第120号

指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の事業
の廃止の届出について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の25
第4項及び児童福祉法第24条の32第2項の規定により、次のとおり指定特定
相談支援事業者の特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業者の障害児
相談支援事業の廃止の届出を受理したので、障害者の日常生活及び社会生活
を総合的に支援するための法律第51条の30第2項第2号及び児童福祉法第24
条の37第1項第2号の規定により公示する。

令和6年5月30日

魚津市長 村椿 晃

届出した事業者

事業者	名称	魚津市
	主たる事務所の所在地	富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号
事業所	名称	魚津市立つくし学園
	所在地	富山県魚津市友道373番地2
事業の種類		特定相談支援事業
事業所の主たる対象者		障害児
事業所番号		1630400032
指定年月日		平成25年4月1日
廃止年月日		令和6年5月31日

事業者	名称	魚津市
	主たる事務所の所在地	富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号
事業所	名称	魚津市立つくし学園
	所在地	富山県魚津市友道373番地2
事業の種類		障害児相談支援事業
事業所の主たる対象者		障害児
事業所番号		1670400033
指定年月日		平成25年4月1日
廃止年月日		令和6年5月31日